

災害時における医療機器等の供給に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と富山県医療機器協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等が発生した場合の医療救護活動に必要な医療機器等（以下「災害用医療機器等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富山県地域防災計画又は富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護活動に必要な災害用医療機器等の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（災害用医療機器等）

第2条 災害用医療機器等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 別紙「災害用医療機器等リスト」で示す医療機器等
- (2) その他乙の協会員が取り扱う医療機器等で甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第3条 甲は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し災害用医療機器等の迅速な供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定による供給要請は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、当該要請を口頭により行うことができるものとし、その場合において、甲は、速やかにその内容を文書により乙に通知するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の所属、職及び氏名
- (2) 供給を要する災害用医療機器等の品名、規格及び数量
- (3) 供給先及び履行の期日
- (4) その他必要な事項

（要請に基づく災害用医療機器等の供給）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の協会員が保有する災害用医療機器等の範囲内において、速やかに当該要請に応ずるとともに、その対応状況等を甲に報告するものとする。

2 災害用医療機器等の引渡場所及び引渡方法については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が品名、規格及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（緊急要請）

第5条 第3条の規定による供給要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取ることができない場合は、甲は、直接乙の協会員に対し供給を要請することができるものとする。

（供給の緊急措置）

第6条 災害用医療機器等の搬送について、一般車両の交通規制等の事情によりその搬送が困難な場合には、甲は、乙の搬送経路の確保等必要な措置を講じるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が供給した災害用医療機器等の要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額については、甲乙協議して定めるものとする。

(供給体制の整備)

第8条 乙は、災害時等に迅速な対応がとれるよう、災害用医療機器等の供給体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、一般社団法人日本医療機器販売業協会等と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は必要な協力を行うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から災害時等の対応等について必要な情報の交換に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆一

乙 富山市大泉中町9番1号
(株式会社エムテック内)
富山県医療機器協会
会長 山根 忠雄